

令和8年6月

お客さま各位

長野信用金庫

## 「一般当座勘定規定」および「代金取立規定」の改定について

平素は当金庫に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、手形・小切手の最終振出期限設定に伴い、下記のとおり「一般当座勘定規定」および「代金取立規定」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

引き続き長野信用金庫をお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定日

令和8年10月1日（木）

#### 2. 改定内容

下表では、変更または追加される条項のみ記載しております。

##### <一般当座勘定規定>

改定後	改定前
<p>第8条（手形、小切手の支払等）</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>3. 当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p>（1）届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</p> <p>（2）小切手を使用する方法。</p>	<p>第8条（手形、小切手の支払等）</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>3. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</p>
<p>第9条（手形、小切手用紙等）</p> <p>1. 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</p>	<p>第9条（手形、小切手用紙等）</p> <p>1. 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。</p>

次項へ続く

改定後	改定前
<p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p>	<p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>
<p>第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとし、<b>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるもの</b>とします。</p>	<p>第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとし、</p>
<p>第20条（線引小切手の取扱い）</p> <p>1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとし、<b>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</b></p>	<p>第20条（線引小切手の取扱い）</p> <p>1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとし、</p>
<p>《小切手用法》</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<b>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払い</b>ません。</p>	<p>《小切手用法》</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p>

次頁へ続く

改定後	改定前
<p>《約束手形用法》</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>《為替手形用法》</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>《約束手形用法》</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<b>できるだけ</b>記入してください。</p> <p>《為替手形用法》</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<b>できるだけ</b>記入してください。</p>

<代金取立規定>

改定後	改定前
<p>1. (取立証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。<b>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</b></p>	<p>1. (取立証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。</p>

[改定後「一般当座勘定規定」の全文はこちらからご覧いただけます。](#)

[改正後「代金取立規定」の全文はこちらからご覧いただけます。](#)

以上